

## 都立学校校外教育施設（大島セミナーハウス）の運営について

### 第1 監査の結果

庁は、校外教育施設として都立高校等の利用率が低く、条例の設置目的に見合った施設利用が果たされていない状況、利用者拡大に向けての社会教育団体等への開放後の利用状況、並びに、利用拡大に向けた経営努力が効果として得られていない状況など、大島セミナーハウスの現在の運営状況を踏まえ、今後のあり方について、総合的な見地から検討する必要がある。

### 第2 事業の概要

教育庁は、都立高等学校及び都立高等専門学校（以下「都立高校等」という。）に在学する生徒、学生の、校外における教育活動を促進し、学校教育の充実発展に資するため、東京都立学校校外教育施設設置条例（昭和46年東京都条例第75号。以下「条例」という。）に基づき、昭和50年8月に大島セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）を開設した。

施設は、東京都大島町波浮港17番地に所在し、敷地面積11万2,973.84m<sup>2</sup>、建物面積1万299.04m<sup>2</sup>で、その概要は、表1及び表2のとおりである。

#### （1）設置目的

恵まれた自然の中で起居をともにする生活を通して、教師と生徒、生徒相互の心の交流を図る。

学校生活のよりよい適応を図る。

現地学習の特性を生かし、教育課程の充実、発展に資する。

大自然に親しみ、心身の健康に役立てる。

#### （2）教育課程上の位置付け

高等学校が授業日に学年単位で利用する場合は、教育課程の一環として、学校行事の旅行・集団宿泊的行事として位置付ける。

夏季休業中などに、林間施設、クラブ合宿などとして利用する場合は、学校行事に準ずる行事として位置付ける。

#### （3）施設の有効活用

庁は、都立高校等の校外における教育活動の場として、教育財産であるセミナーハウスを設置したことから、その利用を都立高校等に限定していたが、昭和55年度から、施設の有効活用を図るため、条例の目的を妨げない限度において、東京都立学校校外教育施設設置条例

〔セミナーハウス施設配置図〕



施行規則（昭和55年東京都教育委員会規則第32号）第3条により、

都立学校を除く都内に所在する中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校及び各種学校が宿泊を伴う学校教育活動を行う場合

都内に所在する社会教育団体（スポーツ及びレクリエーション団体等）が宿泊を伴う社会教育活動を行う場合

委員会が必要と認めた場合

に（以下「社会教育団体等」という。）、有料で施設を使用させることとした。

#### （4）施設の運営

庁は、セミナーハウスの運営を、昭和61年度から財団法人生涯学習文化財団（以下「財団」という。）に委託しており、平成13年度は、その委託料として1億2,350万余円を支出しており、一方、施設の使用料として488万余円を収入している。

なお、使用料等については、表3及び表4のとおりである。

（表1）建物の概要

（単位：m<sup>2</sup>）

棟名	面積	内容
管理棟	1,280	研修室2室、会議室、小ホール、保健室、事務室、機械室 ほか
サービス棟	2,218	多目的ホール、浴室3室、厨房及び付属施設 ほか
宿泊1号棟	1,066	和室20室（96人収容）食堂兼用ホール
宿泊2号棟	1,066	1号棟と同様
宿泊3号棟	1,439	洋室24室+和室6室（123人収容）+補助ベッド8 食堂兼用ホール
宿泊4号棟	1,439	3号棟と同様
体育館	1,346	バスケットボールコート2面、バレーボールコート2面、 バトミントンコート4面
野球場管理棟	50	管理室、倉庫、便所 ほか
職員宿舎	260	世帯用3室、単身用3室
その他	133	屋外便所、プロパンガス庫、発電機室、倉庫、ゴミ置場 ほか

（注）宿泊2号棟及び4号棟は、平成11年度から利用を停止している。

〔管理棟〕



(表2) 屋外施設の概要

(単位: m<sup>2</sup>)

施設名	面積	内 容
第1グラウンド	7,717	芝150m×49~62m サッカー、ラグビー、フットサルなど
第2グラウンド	2,865	約40m×40m ソフトボール、少年野球など
テニスコート	2,370	オールウェザー3面 テニス練習機
キャンプファイヤー場 兼屋外集会場	1,792	約56m×32mステージ付 キャンプファイヤー・屋外集会場
キャンプ場	2,198	
ゲートボール場	374	1面
野球場	13,158	両翼98m 中堅122m 外野芝張、バッティングマシン
野球練習場	3,810	

(注) 諸施設の利用は、原則として宿泊者に限る。

(表3) 施設使用料

宿 泊 料	都立高校等	無 料
	一 般	一人1泊 2,400円
	中学生以下	一人1泊 1,400円
暖房使用料	12月~3月の利用 一人1泊 120円、都立高校等は無料	

(表4) 食事料金

定 食	朝食 650円(税込682円) 1日3食 2,420円(税込2,540円) 昼食 770円(税込808円) 夕食 1,000円(税込1,050円)
特別料理 (別途時価注文あり)	大島牛乳、あしたばそば等 90円~500円(税込94円~525円) バーベキュー(夕食) 1,960円(税込2,058円)

〔野球場〕



〔第一グラウンド〕



### 第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、セミナーハウスの管理運営について、施設は校外教育施設としての設置目的を果たしているか、施設の経営は費用対効果に配慮したものとなっているかの2つの観点から平成13年度を中心に事業の評価を行った。

実地監査は、平成14年9月9日から同月20日までの期間において、教育庁を対象として実施した。また、平成14年9月9日、10日及び11日に、財団を対象として関係人調査を行った。

### 第4 事業評価の結果(観点別)

#### 1 施設は校外教育施設としての設置目的を果たしているか

セミナーハウスが校外教育施設としての設置目的を果たしているかについての検証は、施設の利用実績、都立高校等の校外教育活動の実施状況の2つの視点から行った。

##### (1) 施設の利用実績について

施設の利用実績は、表5のとおり、昭和50年8月の開設当初は、離島ブームの影響もあり、昭和53年度まで順調であったものの、そこをピークに年々利用の減少傾向が続き、さらに、昭和61年度に起きた三原山大噴火以降、利用状況が急激に落ち込んでいる。昭和62年度以降は、利用者数は1万数千人と低い水準のまま推移しており、ピーク時(昭和53年度)の3分の1までに利用が低迷し、特に都立高校等の利用については落込みが著しい状況となっている。

(表5) セミナーハウス年度別利用実績 (単位:人)

年 度	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58
延 人 員	4,375	35,153	31,403	38,056	35,705	34,173	31,800	25,372	22,846
実 人 員	1,442	11,277	11,776	11,919	10,807	10,511	9,555	7,678	7,004
移動教室	1,189	9,335	10,090	10,504	8,561	8,772	7,534	5,807	5,112
クラブ合宿	253	1,942	1,686	1,415	2,246	1,584	1,958	1,579	1,511
社会教育団体等	-	-	-	-	-	155	63	292	381
年 度	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4
延 人 員	30,755	29,069	22,754	13,373	11,220	15,435	13,772	14,872	13,320
実 人 員	9,133	8,672	7,006	3,906	3,477	4,492	4,180	4,407	3,780
移動教室	5,353	5,251	4,246	337	841	1,202	366	1,536	422
クラブ合宿	1,647	1,451	1,190	767	760	525	732	750	694
社会教育団体等	2,133	1,970	1,570	2,802	1,876	2,765	3,082	2,121	2,664
年 度	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
延 人 員	13,038	11,596	11,685	12,079	11,595	12,558	12,308	9,858	12,486
実 人 員	3,722	3,539	3,606	3,689	3,728	3,753	3,779	3,124	3,866
移動教室	293	344	241	314	612	426	385	74	557
クラブ合宿	692	661	622	560	518	688	620	619	802
社会教育団体等	2,737	2,534	2,743	2,815	2,598	2,639	2,774	2,431	2,507

セミナーハウスの利用状況について、平成9年度から平成13年度までの施設利用の構成比

を見てみると、表6のとおり、都立高校等が教育活動の場として利用する比率が30%台で推移しているのに対し、社会教育団体等の利用は60%台で推移しており、社会教育団体等が施設利用の中心になっていることが認められた。

また、セミナーハウスの諸施設については、地元住民へ一部開放を行っているものの、その利用状況は、表7のとおり低調となっており、第二グラウンドやキャンプ場は、ほとんど使用されていない状況にある。

(表6) セミナーハウス利用の推移 (単位 都立高校等：校・人 社会教育団体等：団体・人)

区 分		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
		利用数	構成	利用数	構成	利用数	構成	利用数	構成	利用数	構成
都立高校等計	学校数	26	30.6	33	32.7	34	30.6	36	38.7	38	34.9
	実人員	1,130	30.3	1,114	29.7	1,005	26.6	693	22.2	1,359	35.2
	延人員	4,163	35.9	4,251	33.9	3,859	31.4	2,794	28.3	4,721	37.8
移動教室	学校数	5	5.9	7	6.9	7	6.3	3	3.2	5	4.6
	実人員	612	16.4	426	11.4	385	10.2	74	2.4	557	14.4
	延人員	1,845	15.9	1,301	10.4	1,093	8.9	203	2.1	1,525	12.2
クラブ合宿	学校数	21	24.7	26	25.7	27	24.3	33	35.5	33	30.3
	実人員	518	13.9	688	18.3	620	16.4	619	19.8	802	20.7
	延人員	2,318	20.0	2,950	23.5	2,766	22.5	2,591	26.3	3,196	25.6
社会教育団体等	団体数	59	69.4	68	67.3	77	69.4	57	61.3	71	65.1
	実人員	2,598	69.7	2,639	70.3	2,774	73.4	2,431	77.8	2,507	64.8
	延人員	7,432	64.1	8,307	66.1	8,449	68.6	7,064	71.7	7,765	62.2
合 計	団体数	85	100	101	100	111	100	93	100	109	100
	実人員	3,728	100	3,753	100	3,779	100	3,124	100	3,866	100
	延人員	11,595	100	12,558	100	12,308	100	9,858	100	12,486	100

(表7) 諸施設の利用状況 (単位：回)

内 容	平成9年度			平成10年度			平成11年度			平成12年度			平成13年度		
	学校	団体	地元	学校	団体	地元	学校	団体	地元	学校	団体	地元	学校	団体	地元
小ホール	20	11	0	9	17	0	6	4	0	4	8	0	12	10	0
会議室	24	21	0	12	8	0	3	19	0	5	16	0	8	12	0
研修室A	25	28	0	19	14	0	17	17	0	6	25	0	15	18	0
研修室B	32	32	0	22	20	0	11	34	0	5	47	0	11	18	0
多目的ホール	39	35	1	18	50	1	18	19	3	8	35	4	23	36	1
体育館	29	49	30	44	26	22	0	47	19	28	47	15	28	54	4
テニスコート	13	21	18	11	6	15	8	18	18	1	25	43	5	14	20
第一グラウンド	23	43	21	19	51	5	11	19	11	1	35	6	25	20	12
第二グラウンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ファイヤー場	6	8	0	10	18	0	11	5	0	5	16	0	7	21	0
キャンプ場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
野球場	40	36	55	42	21	84	49	30	66	37	19	62	39	27	13
ゲートボール場	0	0	164	0	0	86	0	0	62	0	0	4	0	0	0
その他	-	-	2	-	-	4	-	-	2	-	-	7	-	-	0

(注) 学校・団体は宿泊での使用。地元は日帰りでの開放。

(2) 都立高校等の校外教育活動等の実施状況について

今回、監査を実施するに当り、校外教育活動等の実施状況について、庁及び都立高校等の協力を得て、セミナーハウス利用に関し、調査(調査対象校：全日制201校、定時制100校。有効回答数：全日制188校、定時制77校、回答率：全日制93.5%、定時制77%、複数回答・未記入あり。)を実施したところ、平成13年度の状況として、アからカまでの内容についての回答が得られた。

ア 校外教育活動等を実施しているかどうかについて

表8-1のとおり、校外教育活動等は、クラブ活動の合宿を始め、ほとんどの都立高校等学校で行っているが、移動教室は、全日制・定時制を合わせても、68校となっている。

なお、クラブ活動の種類は体育系が多く、特に合宿を行っているものは、スキー、バレー、サッカー、バスケット、テニスなどとなっている。文化系では、天文、生物、吹奏楽、美術、写真等となっている。

(表8-1) 校外教育活動等の実施状況

	クラブ合宿	移動教室	学年行事	その他	未実施
全日制	181校	47校	24校	48校	1校
定時制	15校	21校	4校	0校	48校

イ 校外教育活動等の実施場所について

表8-2のとおり、実施場所については、その大半が、旅館・ホテルを利用しており、校外教育活動等のセミナーハウスの利用校は、18校となっている。

(表8-2) 校外教育活動等の実施場所

		セミナーハウス	旅館等	ホテル	同窓会等寮	公共施設
移動教室	全日制	4校	3校	24校	10校	7校
	定時制	0校	7校	11校	0校	3校
クラブ合宿	全日制	14校	149校	67校	10校	13校
	定時制	0校	3校	5校	1校	6校

ウ 校外教育活動等にかかる経費について

表8-3のとおり、経費としては3万円までが多数を占めており、セミナーハウス利用にかかる経費(2泊3日とした場合は約2万5,000円程度)よりも少し高めとなっている。

(表8-3) 校外教育活動等にかかる経費

		2万円まで	3万円まで	4万円まで	4万円以上
移動教室	全日制	19校	19校	6校	4校
	定時制	9校	10校	1校	1校
クラブ合宿	全日制	47校	181校	24校	48校
	定時制	6校	3校	5校	1校

エ セミナーハウスの認知と利用の実績（平成13年度まで）について

今回の調査によれば、セミナーハウスは、すべての都立高校等に認知されていた。

しかしながら、開設から27年も経過している施設であるにもかかわらず、一度も利用したことがない都立高校等が表8-4のとおり、80%を超える状況であることが認められた。

（表8-4）開設からの利用実績

	有る	無い
全日制	47校	141校
定時制	4校	72校

オ セミナーハウスを利用しない理由について

表8-5のとおり、利用しない理由については、交通手段が主として船舶を利用することとなることや、加えて、天候等による日程調整が難しいなど、学校行事への影響を考慮してリスクを避ける傾向にあることがあげられる。

（表8-5）セミナーハウスを利用しない理由

	交通面	天候面	施設面	交通面	申込時期
全日制	53校	26校	16校	12校	4校
定時制	16校	0校	4校	2校	2校

カ 今後の校外教育活動等の計画、利用施設について

今後の校外教育活動等については、既存の計画並びに利用施設で、校外教育活動等の実施を考えているとした都立高校等が多く見受けられた。また、セミナーハウス利用料については都立高校等は無料（食事代は実費）であるにもかかわらず、都立高校等としては、交通費を考慮した際、必ずしも割安感がないことなどの意見も見受けられた。

以上のとおり、ここ数年のセミナーハウスの利用状況及び今回の調査から見て、都立高校等のほとんどが、校外教育施設としてセミナーハウスを利用していない実態が明らかになった。

セミナーハウスの施設の利用実績の状況、社会教育団体等の利用率が都立高校等を上回っている状況、校外教育活動等は少数の高校のみの利用となっている状況、さらに、調査から得られた都立高校等の校外教育活動等の実施状況などから、庁は、今後セミナーハウスが都立高校等の校外教育施設としての役割を担って行けるのか、早急に検討する必要がある。

2 施設の経営は費用対効果に配慮したものとなっているか

施設の経営が費用対効果に配慮しているものとなっているかの検証については、施設は効率的に利用されているか、利用状況からみた経営努力の2つの視点から行った。

## (1) 施設は効率的に利用されているかについて

セミナーハウスは、都立高校等の校外教育施設として設置され、その利用は、設立当初は都立高校等に限られていた。しかし、各都立高校等の学校行事は、同じ時期に行われることが多く、都立高校等の施設利用に空きが生じることがあり、庁は、空いている時期の活用策として、施設の目的外使用として、社会教育団体等の利用を認め利用拡大を図ることとしたが、前記表5のとおり、校外教育施設（移動教室及びクラブ合宿）としての利用は、昭和62年度から急激に落ち込み、その後は、1,000人前後で推移する状況となっている。一方、社会教育団体等の利用についても、平成2年度に3,000人を超えるまでに至ったが、以降は2,500人前後で推移するなど、セミナーハウスの利用は低調なままとなっている。

野球場、第一グラウンド等の諸施設の有効活用などに向けては、島内関係機関との意見交換会なども積極的に行い、一部が活用されているが、遊休化している施設もある状況となっている。

また、庁は、宿泊棟の利用効率の面から、平成11年度から宿泊棟2棟を利用停止としたが、財団は、その宿泊棟の活用策を図ることとし、庁から行政財産の使用許可を得て、財団の自主事業として、地元ドライビングスクールの合宿免許取得の宿泊先として、有料で宿泊棟の利用拡大を図ったが、地元宿泊業者（伊豆大島 ほっとセンター波浮）との宿泊料金による競合から、その事業も平成13年度途中で中止せざるを得なくなり、今後の自主事業の展開も望めないものとなっている。

庁及び財団は、セミナーハウスの利用拡大に向けて努力しているものの、校外教育施設としての利用は、極めて低調な状況となっており、社会教育団体等の利用も伸び悩んでいることなどから、施設が効率的に利用されているとは言えない状況である。

## (2) 利用状況からみた経営努力について

庁から管理を委託された財団は、セミナーハウスに職員5名を配置し、利用申込の受付、社会教育団体等からの料金の収受及び施設の維持管理等の業務を行っている。

財団では、利用状況の低迷から利用者拡大の経営目標を設定し、セミナーハウスの紹介・利用方法などを記載した機関誌を都立高校等、社会教育団体等、その他関係各機関への送付、さらに、財団のホームページにおいて施設の紹介を行うなど積極的な情報発信を行うとともに、都立高校等や社会教育団体等へ個別に利用の誘致を行っている。

運営経費の面からも、光熱水費など維持管理経費の節減努力や、表9のとおり、建物総合管理委託などの委託経費の見直しを行ってきた。

食事の提供方法についても、メニューは一週間分が決まってはいるものの、利用者がそのメニューの中から選択する方法を取り入れるなど柔軟に対応し、利用者のアンケートによると、職員の対応、食事の内容等は良い評価を得ている。

また、庁も都立高校等への予算説明会において、利用拡大を図ることから、利用に当たっての都立高校等に対する予算面での配慮や、校長会等での利用の要請などを行ってきた。



しかしながら、このような努力を図ってはきたものの、利用の拡大にはつながっていない状況である。

(表9) セミナーハウスの施設管理委託経費の状況

(単位：円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
建物総合管理委託	55,650,000	51,975,000	48,300,000	44,730,000	43,522,500
野球場整備外1件管理委託	6,016,500	5,722,500	5,407,000	4,200,000	4,116,000
自家用電気工作物保安業務委託	918,000	918,000	918,000	894,000	894,000
電話交換機保守委託	464,940	232,470	221,130	80,015	80,010
ばい煙の測定委託	441,000	399,000	399,000	399,000	338,100
合計	63,490,440	59,246,970	55,245,130	50,303,015	48,950,610

庁は、校外教育施設として都立高校等の利用率が低く、条例の設置目的に見合った施設利用が果たされていない状況、利用者拡大に向けての社会教育団体等への開放後の利用状況、並びに、利用拡大に向けた経営努力が効果として得られていない状況など、セミナーハウスの現在の運営状況を踏まえ、今後のあり方について総合的な見地から検討する必要がある。

〔セミナーハウス〕

